

ホームページ有料バナー広告掲載に関するガイドライン

【目的】

このガイドラインは、自主財源の確保、地元会員企業の活性化等を図るため、四日市観光協会ホームページに有料バナー広告を掲載することに関し、必要な事項を定めるものとする。

【広告掲載の対象】

四日市観光協会が作成・管理するホームページ

【広告の掲載基準】

掲載する広告は、当協会会員事業所からの申込みによるものであり、その内容が次のいずれにも該当しないものでなければならない。

- (1)公共性を損なうおそれのあるもの
- (2)政治性又は宗教性に関するもの
- (3)個人、団体等の意見を内容とするもの
- (4)公序良俗に反するもの
- (5)風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和 23 年法律第 122 号)に規定する風俗営業に関するもの
- (6)誇大表示、不当表示その他表現方法等が不適切なもの
- (7)その他、四日市観光協会が広告掲載として適当でないと認めるもの

【表現の禁止】

次の表現を含んだ広告は、ユーザーの意思に反した動きをしたり、ユーザーに誤解を与えたりする恐れがあるため、禁止する。

- (1)「閉じる」「いいえ」「キャンセル」などのボタン
- (2)アラートマーク
- (3)ラジオボタン
- (4)テキストボックス(入力できるように見えるもの)
- (5)プルダウンメニュー(下に選択肢があるように見えるもの)

【広告の規格、広告掲載料等】

広告の規格、枠数、広告掲載料、広告の作成方法等は、四日市観光協会において定めるものとする。

【広告の募集及び決定】

- (1) 広告の募集は、広報誌、ホームページ、直接案内等により広く行うものとする。
四日市観光協会は、適当な手段により積極的に周知を図るものとする。
- (2) 広告の申込みが当該広告枠数を超えた場合は、初回募集に限り、
当協会役員立会いの下、抽選により決定し、以後は、申込順とする。

【広告主の責務】

広告主の責務として、次の事項を募集に際し明記するものとする。

- (1) 広告の内容に関し生じた責任は広告主が負う。
- (2) 広告主は、広告の掲載について、関係法令を遵守しなければならない。

【業務委託】

広告の募集、広告の作成等に関係し、必要な場合は業務委託することができる。

【その他】

このガイドラインに定めのない事項は、四日市観光協会において定めるものとする。

【施行日】

このガイドラインは、平成 26 年 4 月 1 日から実施する。